

目次

第1章 総則

第1条 規約の適用

第2条 規約の変更

第3条 用語の定義

第2章 ictv テレビ伝送サービスの提供区域

第4条 ictv テレビ伝送サービスの提供区域

第3章 契約

第5条 契約の単位

第6条 回線終端装置の設置

第7条 契約申込の方法

第8条 契約申込の承諾

第9条 契約内容の変更

第10条 ictv テレビ伝送サービスの利用の一時中断

第11条 ictv テレビ伝送サービスの契約に係る権利の譲渡

第12条 ictv テレビ伝送サービス契約者が行う契約の解除

第13条 当社が行う ictv テレビ伝送サービス契約の解除

第14条 その他の提供条件

第4章 利用中止等

第15条 利用中止

第16条 利用停止

第5章 通信

第17条 通信の条件

第18条 通信利用の制限等

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第19条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第20条 利用料金の支払義務

第21条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算等

第22条 料金の計算等

第4節 割増金及び延滞利息

第23条 割増金

第24条 延滞利息

第7章 保守

第25条 ictv テレビ伝送サービス契約者の維持責任

第26条 ictv テレビ伝送サービス契約者の切り分け責任

第27条 修理または復旧の順位

第8章 損害賠償

第28条 責任の制限

第29条 免責

第9章 雑則

第30条 承諾の限界

第31条 利用に係る ictv テレビ伝送サービス契約者の義務

第32条 ictv テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

第33条 ictv テレビ伝送サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧

第34条 ictv テレビ伝送サービスの氏名の通知等

第35条 当社以外の事業者等からの通知

第36条 法令に規定する事項

第37条 閲覧

別記

1 ictv テレビ伝送サービスの提供区域

2 ictv テレビ伝送サービス契約者の地位の承継

3 ictv テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出

4 ictv テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

5 自営端末設備の接続

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

7 自営電気通信設備の接続

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

9 当社の維持責任

9の2当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

10 新聞社等の基準

料金表

通則

(料金の計算方法)

(端数処理)

(料金等の支払い)

(料金の一括後払い)

(前受金)

(消費税相当額の加算)

(料金等の臨時減免)

第1表 料金

1 適用

2 利用料金

第2表 工事費に関する費用

1 適用

2 工事費の額

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、この ictv テレビ伝送サービス利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、これにより ictv テレビ伝送サービス（当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 ictv テレビ伝送サービス	東日本電信電株株式会社から卸提供を受ける映像通信網サービスであって、当社と東日本電信電話株式会社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線（以下「契約者回線」といいます。）からの着信のために提供するものうち利用回線を使用して提供するもの
4 ictv テレビ伝送サービス契約	当社から ictv テレビ伝送サービスの提供を受けるための契約
5 ictv テレビ伝送サービス契約者	当社と ictv テレビ伝送サービス契約を締結している者
6 映像通信網	通常 70MHz から 770MHz まで及び 1032MHz から 2072MHz までの周波数帯域の映像並びに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
7 映像通信網サービス	映像通信網を使用して行う電気通信サービス
8 ictv テレビ伝送サービス取扱所	(1) ictv テレビ伝送サービスに関する業務及び ictv テレビ伝送サービスに関する契約事務を行う当社の事業所
9 取扱所設備	ictv テレビ伝送サービス取扱所に設置される設備
10 利用回線	東日本電信電話株式会社お IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網サービス（メニュー 5-1 の 100Mb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のもの、メニュー 5-1 の 200Mb/s の品目のもの、メニュー 5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のものメニュー 5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 4-1 のもの、メニュー 5-2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1-1 のもの、メニュー 5-2 の 200Mb/s の品目のもの又はメニュー 5-2 の 1Gb/s の品目のもの（学校に限定した割引の適用を受けるものを除く）の契約者回線のうち、

	当社が指定する契約者回線であって、ictv テレビ伝送サービス契約に係るもの
11 利用回線等	(1) 利用回線 (2) 当社又は東日本電信電話株式会社が必要により設置する電気通信設備
12 回線終端装置	利用回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
13 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	ictv テレビ伝送サービス契約者が設置する端末設備
16 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
17 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ictv テレビ伝送サービスの提供区域

（ictv テレビ伝送サービスの提供区域）

第4条 当社の ictv テレビ伝送サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

（契約の単位）

第5条 当社は、利用回線（第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り）1回線ごとに

1の ictv テレビ伝送サービス契約を締結します。

2 ictv テレビ伝送サービス契約者は、それぞれ1の ictv テレビ伝送サービス契約につき1人に限ります。

3 ictv テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。

（回線終端装置の設置）

第6条 当社は利用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

（契約申込の方法）

第7条 ictv テレビ伝送サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う ictv テレビ伝送サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 利用回線に係る契約者名及び契約者回線等番号

(2) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第8条 当社は、ictv テレビ伝送サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) ictv テレビ伝送サービス契約の申込みをした者が、その ictv テレビ伝送サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。
- (2) ictv テレビ伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) ictv テレビ伝送サービス契約の申込みをした者が ictv テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第31条（利用に係る ictv テレビ伝送サービス契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) ictv テレビ伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り、）又は同一の場所以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り、）。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約内容の変更)

第9条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、第7条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(ictv テレビ伝送サービスの利用の一時中断)

第10条 当社は、ictv テレビ伝送サービス契約者から請求があったとき（その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社が ictv テレビ伝送サービス契約に基づき設置した回線終端装置を移動又は取りはずすときに限り、）は、ictv テレビ伝送サービスの利用の一時中断（ictv テレビ伝送サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡)

第11条 ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利（ictv テレビ伝送サービス契約者が ictv テレビ伝送サービス契約に基づいて ictv テレビ伝送サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 当社が提供する利用回線（いい・NET光）と同一の名義で契約している ictv テレビ伝送サービスに係る権利を譲渡する場合、ictv テレビ伝送サービスのみの譲渡は行えません。（利用回線の譲渡も必要となります）

3 ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 ictv テレビ伝送サービス取扱所に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

4 当社は、前項の規定により ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利を譲り受けようとする者が ictv テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
- (2) ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡が、その利用回線（いい・NET光）に係るサービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。
- (3) ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその ictv テレビ伝送サービス

ス契約に係る利用回線（い・NET光）に関するサービス利用権を譲り受けようとする者と同一の者でないとき。

5 ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、ictv テレビ伝送サービス契約者の有していた ictv テレビ伝送サービスに係る一切の権利及び義務を承継します。

（ictv テレビ伝送サービス契約者が行う ictv テレビ伝送サービス契約の解除）

第 12 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、ictv テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 ictv テレビ伝送サービス取扱所に通知していただきます。

（当社が行う ictv テレビ伝送サービス契約の解除）

第 13 条 当社は、次の場合には、その ictv テレビ伝送サービス契約を解除することがあります。

- (1) 第 16 条（利用停止）の規定により ictv テレビ伝送サービスの利用を停止された ictv テレビ伝送サービス契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、ictv テレビ伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 16 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、その ictv テレビ伝送サービス契約を解除します。
- (1) 当社と契約している利用回線について、契約解除があったとき。
 - (2) 利用回線について、譲渡があった場合であって、ictv テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線が、移転等により ictv テレビ伝送サービスの提供区域外となったとき。
 - (4) 当社が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を解除したとき。
 - (5) 当社が、ictv テレビ伝送サービスを提供することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき又は東日本電信電話株式会社が別に定めるフレッツ・テレビ伝送サービス契約について、技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その ictv テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ ictv テレビ伝送サービス契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第 14 条 ictv テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件については、別記 2 及び 3 に定めるところによります。

なお、ictv テレビ伝送サービスに関する契約、提供、維持（保守）、料金等本規約に定めのない事項については、東日本電信電話株式会社が提供定める「フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約」に準じた取り扱いとします。

第 4 章 利用中止等

（利用中止）

第 15 条 当社は、次の場合には、ictv テレビ伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社または東日本電信電話株式会社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 18 条（通信利用の制限等）の規定により、ictv テレビ伝送サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線に係る利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により ictv テレビ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを ictv テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第16条 当社は、ictv テレビ伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのictv テレビ伝送サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなったictv テレビ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのictv テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第31条（利用に係るictv テレビ伝送サービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかったとき。
- (5) 当社が、契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
- (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってictv テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社または東日本電信電話株式会社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、ictv テレビ伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をictv テレビ伝送サービス契約者に通知します。

第5章 通信

(通信の条件)

第17条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、そのictv テレビ伝送サービスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社と東日本電信電話株式会社が別に定める映像通信網サービスの契約者回線からの通信（その契約者回線からの着信に限ります。）を行うことができます。

(通信利用の制限等)

第18条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係る利用規約に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのictv テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第19条 当社が提供するictv テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するictv テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第 20 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社が ictv テレビ伝送サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、ictv テレビ伝送サービス契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。また、提供を開始した日と解除のあった日が同一の日又は同一の月である場合は、1 か月分の利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により ictv テレビ伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、ictv テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、ictv テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 前 2 号の規定によるほか、ictv テレビ伝送サービス契約者は、次の場合を除き、ictv テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
<p>1 ictv テレビ伝送サービス契約者の責めによらない理由により、その ictv テレビ伝送サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表に おいて同じとします。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、48 時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその ictv 放送サービスについての利用料金</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりその ictv テレビ伝送サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその ictv テレビ伝送サービスについての利用料金</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第 21 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、ictv テレビ伝送サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算等

（料金の計算等）

第 22 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。（注）当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記 9 の 2 に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び延滞利息

（割増金）

第 23 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第 24 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません

（注 1）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合又はやむを得ない事情により支払いが遅延したと当社が判断した場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第 7 章 保守

（ictv テレビ伝送サービス契約者の維持責任）

第 25 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

（ictv テレビ伝送サービス契約者の切分責任）

第 26 条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、ictv テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、ictv テレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果を ictv テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ictv テレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ictv テレビ伝送サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧の順位）

第 27 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの

	消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 15 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第8章 損害賠償

（責任の制限）

第28条 当社は、ictv テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その ictv テレビ伝送サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続したときに限り、その ictv テレビ伝送サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ictv テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその ictv テレビ伝送サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により ictv テレビ伝送サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第29条 当社は、ictv テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、ictv テレビ伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（東日本電信電話株式会社が設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第30条 当社は、ictv テレビ伝送サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)

第31条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が ictv テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が ictv テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が ictv テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 ictv テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(ictv テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等)

第32条 ictv テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、別記4 に定めるところによります。

(ictv テレビ伝送サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第33条 当社は、当社が指定する ictv テレビ伝送サービス取扱所において、ictv テレビ伝送サービスにおける基本的な技術的事項及び ictv テレビ伝送サービスを利用するうえで参考となる技術資料を提供します。

(ictv テレビ伝送サービス契約者の氏名の通知等)

第34条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、東日本電信電話株式会社又は ictv テレビ伝送サービスを契約又は維持するために必要な事業者等から請求があったときは、当社がその ictv テレビ伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その該当事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 ictv テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等その ictv テレビ伝送サービス契約者に関する情報を、当社の委託により ictv テレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(当社以外の事業者からの通知)

第35条 ictv テレビ伝送サービス契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は ictv テレビ伝送サービスの提供に当たり必要があるときは、東日本電信電話株式会社又は ictv テレビ伝送サービスを契約又は維持するために必要な事業者等から、その料金若しくは工事に関する費用を適用する又はその ictv テレビ伝送サービスを提供するために必要な ictv テレビ伝送サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第 36 条 ictv テレビ伝送サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 37 条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

1 ictv テレビ伝送サービスの提供区域

(1) ictv テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号) 第 2 条第 3 項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

(2) 当社の ictv テレビ伝送サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域における当社と東日本電信電話株式会社が別に定める映像通信網サービスの契約者回線と利用回線との間において提供します。

2 ictv テレビ伝送サービス契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割により ictv テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、ictv テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

(4) (1)から(3)の規定にかかわらず、ictv テレビ伝送サービス契約者の地位の承継における届出がないときは、当社は、その ictv テレビ伝送サービスに係る利用回線の地位の承継の届出をもって、その ictv テレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

3 ictv テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出

(1) ictv テレビ伝送サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに所属 ictv テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず所属 ictv テレビ伝送サービス取扱所に届出がないときは第 13 条（当社が行う ictv テレビ伝送サービス契約の解除）及び第 16 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 ictv テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

(1) 利用回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、ictv テレビ伝送サービス契約者から提供していただきます。ただし、ictv テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社が ictv テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ictv テレビ伝送サービス契約者から提供していただくことがあります。

(3) ictv テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) ictv テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務 省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第 7 号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第 3 条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第 1 項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 条第 2 項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) ictv テレビ伝送サービス契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) ictv テレビ伝送サービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) ictv テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、利用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ictv テレビ伝送サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ictv テレビ伝送サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ictv テレビ伝送サービス契約者は、その自営端末設備を利用回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

(1) ictv テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) ictv テレビ伝送サービス契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6) ictv テレビ伝送サービス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) ictv テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

9 の 2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

ictv テレビ伝送サービス契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第 20 条（利用料金の支払義務）及び第 21 条（工事費の支払義務）の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用（当社が請求した料金又は工事に関する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として あまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業

	者及び同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

当社が別に定める事項

1. 提供区域

長野県 飯田市

長野県 下伊那郡 高森町、阿南町、豊丘村、喬木村、阿智村、天龍村、大鹿村

※上記各一部地域を除く